

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年3月24日（金） 号外第29号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **企業局管理規程** 鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程（1）（経営企画課）・・・・・・ 2
企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（2）（〃）・・・・・・ 3
- ◇ **企業局訓令** 鳥取県企業局被服貸与規程の一部を改正する訓令（1）（〃）・・・・・・ 5

企業局管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第1号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和38年鳥取県企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(任用)</p> <p>第6条 職員の任用に関しては、地方公務員法第15条から第22条の5まで及び第28条の2から第28条の5までの規定の定めるところによる。</p> <p>(勤務時間、休暇等)</p> <p>第8条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の規定の適用を受ける県職員の例による。ただし、事務所の職員については、次に定めるところにより、勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1週間当たりの勤務時間は、休憩時間を除き、38時間45分（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、知事が別に定める時間）とする。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(任用)</p> <p>第6条 職員の任用に関しては、地方公務員法第15条から第22条まで及び第28条の4から第28条の6までの規定の定めるところによる。</p> <p>(勤務時間、休暇等)</p> <p>第8条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の規定の適用を受ける県職員の例による。ただし、事務所の職員については、次に定めるところにより、勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1週間当たりの勤務時間は、休憩時間を除き、38時間45分（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、知事が別に定める時間）とする。</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第2号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部分休業)</p> <p>第16条の2 条例第17条第2項の企業管理規程で定める休業は、職員（非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。））、配偶者が育児休業をしている職員その他の知事が定める職員を除く。）が、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業とする。</p> <p>(海外随伴休暇)</p> <p>第17条 条例第17条第3項の企業管理規程で定める休暇は、職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）を除く。）が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が第9条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する初任給調整手当の月額及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短</p>	<p>(部分休業)</p> <p>第16条の2 条例第17条第2項の企業管理規程で定める休業は、職員（非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。））、配偶者が育児休業をしている職員その他の知事が定める職員を除く。）が、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業とする。</p> <p>(海外随伴休暇)</p> <p>第17条 条例第17条第3項の企業管理規程で定める休暇は、職員（<u>再任用職員</u>（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）を除く。）が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が第9条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する初任給調整手当の月額及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短</p>

時間勤務職員」という。)にあつては、勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に、その金額を8で除して得た額を加算した額とする。

2 略

時間勤務職員」という。)にあつては、勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に、その金額を8で除して得た額を加算した額とする。

2 略

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、改正後の企業局企業職員の給与に関する規程(以下「新規程」という。)第17条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程第17条の規定を適用する。

企 業 局 訓 令

鳥取県企業局訓令第1号

鳥取県企業局被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局被服貸与規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局被服貸与規程（昭和38年鳥取県企業訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第6条関係）					別表（第2条、第6条関係）				
被服の貸与を受ける ことができる職員	種類	数量	貸与期 間(月)	摘要	被服の貸与を受ける ことができる職員	種類	数量	貸与期 間(月)	摘要
略					略				
3 <u>経営企画課にお いて県営水力発電 所再整備・運営等 事業の業務に従事 する職員及び工務 課に勤務する職員</u>					3 工務課に勤務す る職員				

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。